

2014年7月13日

弁護士 岡崎由美子

「大飯原発3号機、4号機の運転差止めを命じた福井地方裁判所判決」ミニ学習会  
(城西公民館)

I 以下は、2014年5月26日付けで島根原発1、2号機差止め請求訴訟及び3機差止め等請求訴訟原告団・弁権団名で発した声明文に、コメントを付け加えたもの。

- 1 5月21日、福井地方裁判所は、関西電力大飯原子力発電所（以下、「大飯原発」という）から250キロメートル以内に居住する原告らとの関係で、大飯原発3号機、4号機の運転差止めを命じる判決を言い渡した。

250kmの根拠 : チェルノブイリ

: 原子力委員会近藤駿介委員長の平成23年3月25日「福島第1原子力発電所の不測事態シナリオの素描」で自主移転容認区域を250kmとした

- 2(1) 本判決は、福島原発事故後、初めて言い渡された本案訴訟の判決であるが、裁判所は、その冒頭に、「個人の生命、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権である」「この人格権は、憲法上の権利であり（13条、25条）、また、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見いだすことはできない」と述べ、「この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる」と明確に述べた。

注 **憲法13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**憲法25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する  
**人格権** 各人の人格に本質的な生命、身体、健康、精神、自由、氏名、名誉、肖像権及び生活などに関する利益の総体は広く**人格権**と呼ばれる。

判決は、「この人格権が、公法、私法の分野を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である」「我が国の法制下においてこれを超える価値を他に見いだすことはできない」「人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差し止めの要請が強く働くのは理の当然である」

そして、本判決は「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。」「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる」と断じた。

### 1 福島事故被害の特徴

- ・被害の深刻さ・・・生命・身体・財産（生活の崩壊）
- ・広範囲・・・約50キロ圏内避難、最悪250km避難予測
- ・長期・・・3年経過後も10万人以上が避難・放射性物質の貯蔵・現在も続く放射能汚染と漏れ・プルトニウムの半減期2・4万年
- ・不可逆性・・・国土が放射能汚染により30年、50年経っても人が住めない

### 2 「想定外」事故の発生

- ・想定できなかったマグニチュード9.0
- ・地震・津波の複合災害
- ・長時間の全電源喪失
- ・メルトダウン、メルトスルー（シビアアクシデント）

↓

### 3 科学・技術の不確実性とその限界

- ・現在進行中の科学技術には正しい答えはない。
- ・科学技術の不確実性を示すもっとも典型例は「地震学」

額額東大地震研究所教授（原子力安全・保安院の「地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ」主査）：M9クラスの超巨大地震が起きる可能性があることは、全く予測されていなかった。ここに、現段階での地震の科学の限界を見ることができる。現象が複雑系で決定論的な理解が困難なこと、実験で再現することが不可能であること。地震発生「いつ」どころか「どこで」「どのくらいの」といった情報すら、以前として大きな不確定さが伴うことが、今回の地震で明らかになった」

↓大飯判決「地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない」

- (2) また、本判決は、「かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのが判断の対象とされるべき」であり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と、司法の対象と裁判所のあるべき姿を明確に示しており、まさしく「司法は生きていた」と評価しうる。

判決

### 1 「原子力発電所に求められるべき安全性とは」

原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる

本件訴訟においては「本件原発において、**かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのか**」が判断の対象である。

## 2 炉等規制法に基づく審査との関係

規制基準への適合性の判断を厳密に行うためには高度の専門技術的な知識、知見を要することから、司法判断が規制基準への適合性の有無それ自体を対象とするのではなく、適合していると判断することに相当の根拠、資料があるか否かにとどまることが多かったのには相応の理由があるというべきである。これに対し、上記1の理に基づく裁判所の判断は以下に認定説示するように必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない。

## 3 立証責任

**「具体的危険性でありさえすれば、万が一の危険性の立証で足りるところに通常の差し止め訴訟との違いがある」**

(伊方最高裁判決等のとっている証拠の偏在や公平性の要請による立証責任の事実上の軽減ないし転換の考え方は)、原子炉の設置許可ないし背設置変更許可の取り消し訴訟ではない本件訴訟においてが迂遠な手法と言わざるを得ず、当裁判所はこれを採用しない・・・(上記に)「照らしても、具体的危険の存否を直接審理の対象とするのが相当であり、かつ、これをもって足りる」

(3) 本判決は、次のとおり、地震によって大飯原発の冷却機能が失われる具体的危険性を認定した。

- ① 被告は1260ガルを超える地震によって冷却機能が失われる可能性を認めているが、地震予知の現状等からすれば、1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能であること
- ② 現実に全国で4つの原発に基準地震動Ssを超える地震が到来した5つの事例を踏まえると、大飯原発にも基準地震動Ssを超える地震が到来する可能性があり、この場合、地震のもたらす複数の損傷等により、冷却機能を喪失する可能性があること
- ③ 基準地震動Ssを超えない地震によっても、耐震重要度分類の低い外部電源と主給水設備の同時損傷・機能喪失から冷却機能喪失の重大事故に至る可能性があること

大飯原発の場合、基準地震動は700ガル、ストレステストによる設定が1260ガル。(ちなみに島根では基準地震動は600→620ガル、ストレステスト約1000ガル)

- ① 1260ガルを超える地震・・・岩手宮城内陸地震(4022ガル)、新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原発1号機の解放基盤表面において最大加速度が1699ガルと推定されている。

- ② 基準地震動を超える地震が10年間に5原発で経験した。  
平成17年8月16日、宮城沖地震女川原発  
平成19年3月25日 能登半島地震 志賀原発  
平成19年7月26日 新潟県中越沖地震 柏崎刈羽原発  
平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震 福島第1原発 女川原発
- ③ ・施設損壊の危険  
・施設損壊の影響  
・補助給水設備の限界

- (4) 本判決は、閉じ込め機能のない使用済み燃料プールの本来的危険性について、福島原発事故の際にも、原子力委員会近藤委員長が、想定した被害想定のうちもっとも重大な被害を及ぼすと想定されたのが使用済み燃料プールからの放射線汚染であったことを指摘し、冷却水喪失事故の可能性や電源喪失事故の可能性があるにもかかわらず、堅牢な設備によって閉じ込められていない実態を厳しく指摘した。

使用済み燃料プールの冷却施設は耐震クラスはBクラス。  
使用済み連両プールは全交流電源喪失から3日を経ずして冠水状態が維持できなくなる。  
使用済み燃料プールはむき出しに近い状態に置かれている。

- (5)① 以上の事実認定を踏まえ、本判決は、人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみて、大飯原発の安全技術及び設備は、「確たる根拠のない楽観的見通しのもとに初めて成り立ちうる脆弱なもの」とであると断じた。
- ② そして、本判決は、新規制基準には、上記(3)及び(4)の問題を根本的に解消するための措置が盛り込まれておらず、これらの問題が解消されないまま、大飯原発が審査を通過し、稼働に至る可能性があり、こうした場合には、大飯原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続することになるとして、差止めの必要性を認めたのである。

判決：現在、新規制基準が策定され各地の原発で様々な施策がとられようとしているが、新規制基準には、外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる、基準地震動を大幅に引き上げこれにあわせて設備の強度を高める工事をする、使用済み燃料プールを堅固な施設で囲いこむ等の措置は盛り込まれていない。したがって、被告の再稼働申請に基づき、問題点が解消されることのないまま新規制基準の審査を通過し本件原発が稼働に至る可能性がある。こうした場合、本件原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続することになる。

- 3(1) 本判決は、福島原発事故およびそれによって生じた深刻かつ重大な被害と司法の責務に真正面から向き合い、原子力発電所の技術・設備が本来的に有する脆弱性、とり

わけ、地震国日本における具体的危険性を認め、これが憲法上崇高な価値を有する人格権に対する重大な脅威になりうることを明確に判断し、差止めを認めた。

(2) 我々は、本判決が、福島原発事故の被害の現実を見据え、原発の抱える本質的な危険性を深く認識し、市民感覚に基づき、明快に、勇気をもって差止めの結論を導いたことに大きな敬意を表するものである。

(3) 本判決の指摘する差止めの理由とするところは、加圧水型の原発に関し、主給水の遮断が基準地震動以下の地震動によって生じ得るとした部分を除けば、島根原発を含めた全国のすべての原発にあてはまる。

4 我々原告団・弁護団は、本判決を踏まえ、原子力規制委員会、国及び電力会社等に対し、下記のとおり、要望する。

#### 記

(1) 原子力規制委員会に対し、本判決において指摘された原発の安全技術・設備に関する具体的な問題点を真摯に受けとめ、現行の新規制基準に基づく適合性審査を一旦保留し、耐震設計、基準地震動、耐震重要度分類、共通原因故障などの諸点について、根本的な再検討を行うこと

(2) 国に対し、本判決の指摘を真摯に受け止め、地震国日本における原発事故リスクを避けるため、島根原発を含む全ての原発の稼働・再稼働を断念するとともに、原発政策を根本的から見直し、脱原発のための政策に舵を切ること

(3) 中国電力を含む全国の電力会社、そして、島根県を含む原発立地及び周辺の自治体に対し、本判決を機に、原発推進・依存から早期に脱却し、再生可能エネルギーを中心とするエネルギー政策への転換と良好な環境重視型の地域経済を地域の住民と協働して目指すこと

## II 参考資料 伊方原発最高裁判決について（1，2号機の控訴理由書から）

(1) 伊方原子力発電所設置許可取消訴訟最高裁判決は、以下のとおり述べている。

「1 原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分<sup>1</sup>の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとして原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子

炉設置許可処分は違法と解すべきである。

2 原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、被告行政庁の側において、まず、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」

(2) 本来、原子力発電の潜在的危険性を考えるとき、裁判所は、原発の安全性について徹底的に審理し、現代最新の科学的知見に従って安全性の確証が得られない場合には、原子炉の運転を差し止めるべきである。

しかし、現実の問題として、このような多様な高度の専門的知識と経験を要する専門技術的判断は、裁判所の能力を超えることは否めない。

そのため、原子炉設置許可の取消訴訟においては、原子力発電所の安全性について裁判所の判断能力に限界があることから、被告行政庁に専門技術的裁量が認められ、裁判所は被告行政庁の判断に不合理な点があるかどうかを限定的に審査することと定めるべきとされる。

伊方原子力発電所最高裁判決の立証責任論の前提にあるのも、このような行政庁の専門的技術的裁量を認める考え方であろう。

(3) 同最高裁判決の最高裁判例解説では、この点について、下級審判決を整理して次のとおり述べる。

「原子炉施設は、時代の最先端を行く高度の科学技術及び知見を動員して作られた極めて複雑な技術体系を有するものであり、これに係る安全性の判断は特定の専門分野のみならず関連する多くの専門分野の専門技術的知見、実績、審査委員の学識、経験等を結集した上での総合判断の上になりたつものである。しかも、右の安全性の判断には、その時点において確定不可能な将来の予測に係る事項についての対策の相当性に関する判断までが含まれるのであるから、その判断過程においては、行政庁の専門技術的裁量を認めざるを得ない」。

そして、伊方判決もまた、実質的には、この裁量を認めつつ、「被告行政庁の判断に不合理な点があるかどうか」という観点から、裁判所の審理が行われるべきであるとし、「現在の科学技術水準に照らし」① 右調査・審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があるかどうか ② 当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとして原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設

置許可処分は違法と解すべきとしたのである。

なお、注意すべきは、ここでいう専門技術的裁量は、決して、行政裁量に属するものではなく、あくまでも、特定の専門分野のみならず関連する多くの専門分野の専門技術的知見、実績、審査委員の学識、経験等を結集した上での総合判断の上になりたっていることが合理的に確認できることを前提としているものであるということである。つまり、行政の判断・裁量を尊重する趣旨ではなく、高度の専門技術的問題についての裁判所の判断能力の限界の問題であるといえることができる。

したがって、裁判所は、被控訴人や原子力安全・保安院が安全性の検証に用いた具体的審査基準に不合理な点が存しないかどうか、あるいは、原子炉施設がその具体的審査基準に適合するとした被控訴人及び原子力安全・保安院の検証、調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落が存在しないかどうかについて、審査すべきであり、この点については、被控訴人側に相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要、即ち、まず被控訴人に一次的な主張・立証責任があることを前提とする審理が本件訴訟においてもとられるべきである。

(4) しかるに、本件訴訟においては、このような伊方最高裁判決の立証責任の手法を実質的に放棄しており、控訴人ら側に最初から具体的主張・立証責任を負わせているに等しい判断を行っている。

1, 2号機の判決では、伊方の民事訴訟への準用については、①被告において、当該原子炉の安全性に欠ける点がないことを相当の根拠・資料に基づき主張立証する、②被告がそのような主張・立証を尽くさない場合には、当該原子炉の安全性に欠ける点があることが事実上推認される。としたが、国の審査基準にしたがって審査がなされ、そこで、問題なしと認められたというだけで、事実上、それ以上の主張・立証なしに、次に原告に「具体的危険性がある」という立証が求められた。

III 参考資料 日弁連 新規制基準  
別紙 参照

IV 島根原発 基準地震動 600ガル→規制委員会の指摘で、620ガルで検討  
島根原発ストレステスト 約1000ガル